

平成 2 9 年度事務事業点検・評価報告書

平成 3 1 年 2 月
江戸川区教育委員会

1 はじめに

この報告書は、江戸川区教育委員会が効果的な教育行政の推進と区民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第26条の規定に基づき、平成29年度の事務事業の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を実施し、その結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 平成 29 年度事務事業の点検・評価方法等

(1) 対象事務事業の選定

平成 29 年度に教育委員会が取り組んだ主要な事務事業の中から、下記の 3 事業を点検・評価の対象として選定した。

(評価対象事業)

	評価対象事業名	所管課
1	「江戸川区奨学資金」	教育推進課
2	「就学相談」	学務課
3	「学級指導補助員」	指導室

(2) 点検・評価の方法

内部点検・評価

点検・評価の対象として選定した事務事業について、施策を実現するための執行実績を「有効性」、「成果」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の対応方向を示した。

外部評価

点検・評価の客観性を確保するため、様々な分野で教育施策や人材育成に携わるなど、教育について高い見識を有しており、従前から本区の教育施策に対し指導、助言をいただいている学識経験者などから、点検・評価の対象とした事務事業の有効性と今後に向けた取組等に関する意見等を聴取した。

点検・評価の流れ

対象とした事務事業について、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったうえで、教育委員会が内部評価を実施し、その評価内容を学識経験者に提示し、外部評価を実施した。

評価指標

a. 内部評価

以下の評価指標をもとに5～1の5段階で評価を行った。

(評価指標)

評価基準	主な評価指標
成果	計画どおり事業が執行され成果をあげられたか ・年次目標・計画の設定は妥当であったか ・計画に即して円滑に事業を執行できたか ・目標とする効果・成果をあげることができたか
有効性	教育目標達成に向けた有効な取組となっていたか ・事業内容は妥当であったか ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか ・児童生徒の教育上、真に有効な取組であったか
効率性	適切な手法・手段により事業が実施されたか ・適正な経費で目標とする効果を挙げられたか ・効率的な手法・手段となっていたか ・対象とする範囲は適正であったか

(評語の定義)

評語	内 容
5	計画に即して適正に事業が執行され、当初目標以上の成果・効果が得られた。
4	計画に即して概ね適正に事業が執行され、当初目標とした成果・効果を得られた。
3	事業の一部見直し・改善を図っていく必要があるものの、当初目標とした成果・効果をほぼ得られた。
2	当初目標とした成果・効果をあまり得られず、事業手法や執行体制等、大きな見直し・改善が必要。
1	事業を廃止（または休止）

b. 外部評価

(評語の定義)

評語	内 容
A	教育目標達成のために大きな効果がある事業であり、引き続き事業を実施していくべきである。
B	教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる事業であり、さらに工夫、改善を加え、事業を継続していくべきである。
C	改善すべき点が多く、期待した効果が少ない。事業の大幅な見直し、または廃止を検討する必要がある。

(3) 学識経験者（外部評価者）

堀 内 一 男 元・跡見学園女子大学教授

池 田 芳 和 東京福祉大学教授

以上 2 名

3 各事務事業の評価

事業名	江戸川区奨学資金																		
事業目的	<p>高等学校等に在学し、成績基準を満たし、心身健全であって経済的事由により修学困難な者に対し修学上必要な学資金を貸付け、将来社会に貢献し得る人材を育成する。</p> <p>高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）</p>																		
事業概要	<p>・事業概要</p> <p>1．対象者【根拠規定：江戸川区奨学資金貸付条例第二条】 （以下の要件を満たす申請者全員を対象者とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と同居し江戸川区内に引き続き6か月以上居住している。 ・都内又は隣接県内の高等学校等に在学すること。 ・成績基準を満たし、心身ともに健全であること。 <p>（ 中学1年の1学期から中学3年の1学期までの全教科の平均が5段階評価の2.0以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的事由により修学困難であること。 <p>（ 前年の世帯の総収入が生活保護基準額第68次改定の2.5倍以内）</p> <p>成績基準・経済基準は奨学生選考委員会で決定</p> <p>2．貸付額【根拠規定：江戸川区奨学資金貸付条例第三条、施行規則第二条】</p> <table border="1" data-bbox="339 1435 1426 1783"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 1435 611 1520"></th> <th data-bbox="611 1435 823 1520">公立</th> <th data-bbox="823 1435 1035 1520">私立</th> <th data-bbox="1035 1435 1426 1520">貸付時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 1520 611 1608">入学資金</td> <td colspan="2" data-bbox="611 1520 1035 1608">10万円（公立・私立共通）</td> <td data-bbox="1035 1520 1426 1608">入学時に貸付（1～3月）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1608 611 1695">奨学金（月額）</td> <td data-bbox="611 1608 823 1695">1万円</td> <td data-bbox="823 1608 1035 1695">3万円</td> <td data-bbox="1035 1608 1426 1695">4・9月20日に6か月分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1695 611 1783">貸付総額</td> <td data-bbox="611 1695 823 1783">46万円</td> <td data-bbox="823 1695 1035 1783">118万円</td> <td data-bbox="1035 1695 1426 1783">に分けて貸付（年2回）</td> </tr> </tbody> </table>				公立	私立	貸付時期	入学資金	10万円（公立・私立共通）		入学時に貸付（1～3月）	奨学金（月額）	1万円	3万円	4・9月20日に6か月分	貸付総額	46万円	118万円	に分けて貸付（年2回）
	公立	私立	貸付時期																
入学資金	10万円（公立・私立共通）		入学時に貸付（1～3月）																
奨学金（月額）	1万円	3万円	4・9月20日に6か月分																
貸付総額	46万円	118万円	に分けて貸付（年2回）																

・実績

1. 貸付実績と採用実績

(1) 事業開始（昭和34年）から平成29年までの採用者と総貸付額

採用者：4,531人（年平均：約77人）

総貸付額：2,425,353千円（年平均：約41,108千円）

(2) 採用状況（過去5か年）

年度生	申請者 (a)	候補者 (b)	辞退者 (c)	採用者 (d)	内定率 (b/a)	辞退率 (c/b)	決定率 (d/b)
26	125人	113人	49人	64人	90.4%	43.3%	56.6%
27	152人	134人	45人	89人	88.1%	33.5%	58.5%
28	81人	74人	28人	46人	91.3%	37.8%	62.1%
29	80人	74人	23人	51人	92.5%	31.1%	68.9%
30	55人	50人	25人	25人	90.9%	50.0%	50.0%

主な辞退理由：公立高校合格、東京都育英資金利用等

(3) 貸付状況（過去5か年）

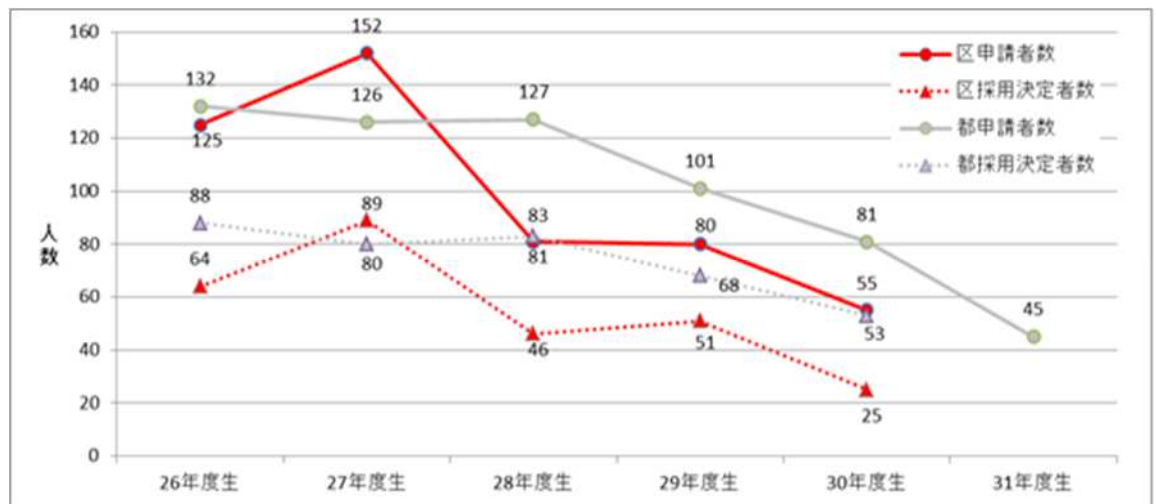
年度	貸付者	内訳	
		公立	私立
25	266人	127人	139人
26	227人	99人	128人
27	213人	88人	125人
28	184人	76人	108人
29	174人	65人	109人

【参考】

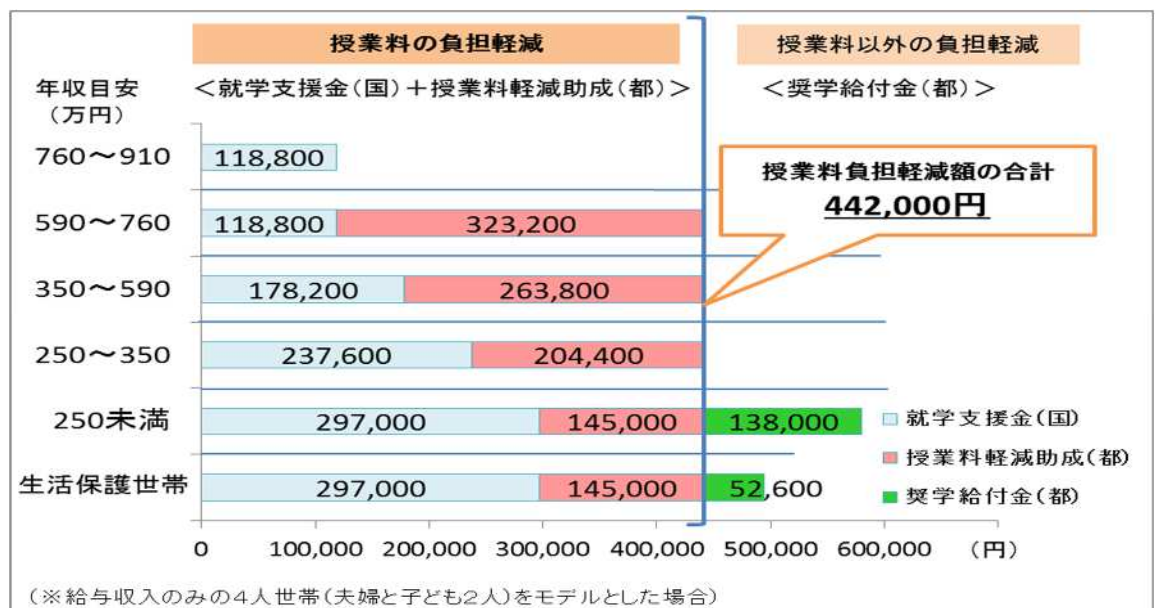
(1) 東京都育英資金採用者の状況

年度生	申請者 (a)	候補者 (b)	辞退者 (c)	採用者 (d)	内定率 (b/a)	辞退率 (c/b)	決定率 (d/b)
26	132人	125人	37人	88人	91.2%	29.6%	70.1%
27	126人	122人	42人	80人	96.8%	34.4%	65.5%
28	127人	119人	36人	83人	93.7%	30.2%	69.7%
29	101人	100人	32人	68人	99.0%	32.0%	68.0%
30	81人	79人	26人	53人	97.5%	32.9%	67.1%

(2) 区と都の採用者の推移



(3) 高校の教育費無償化に向けた国・都の施策



(4) 都内高等学校(全日制)の授業料の状況

都立...118,800円 私立...448,800円

東京都教育委員会「都立高等学校授業料・入学料について」より
東京都「平成29年度都内私立高等学校(全日制)の学費状況」より

2. 収納実績

(1) 収入の状況(過去5か年)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
25年度	97,750千円	80,127千円	17,458千円	81.97%
26年度	100,770千円	82,931千円	17,838千円	82.30%
27年度	106,857千円	87,979千円	18,877千円	82.33%
28年度	99,105千円	78,118千円	20,037千円	78.82%
29年度	102,495千円	84,629千円	17,865千円	82.57%

・経費

52,618千円

(内訳)

- ・報酬(奨学生選考委員会) 18千円
- ・需用費(納付書、封筒代等) 117千円
- ・役務費(郵送料等) 221千円
- ・委託費(システム保守、改修費等) 3,650千円
- ・使用料(返還説明会会場使用料) 12千円
- ・貸付金 48,600千円

(内訳)

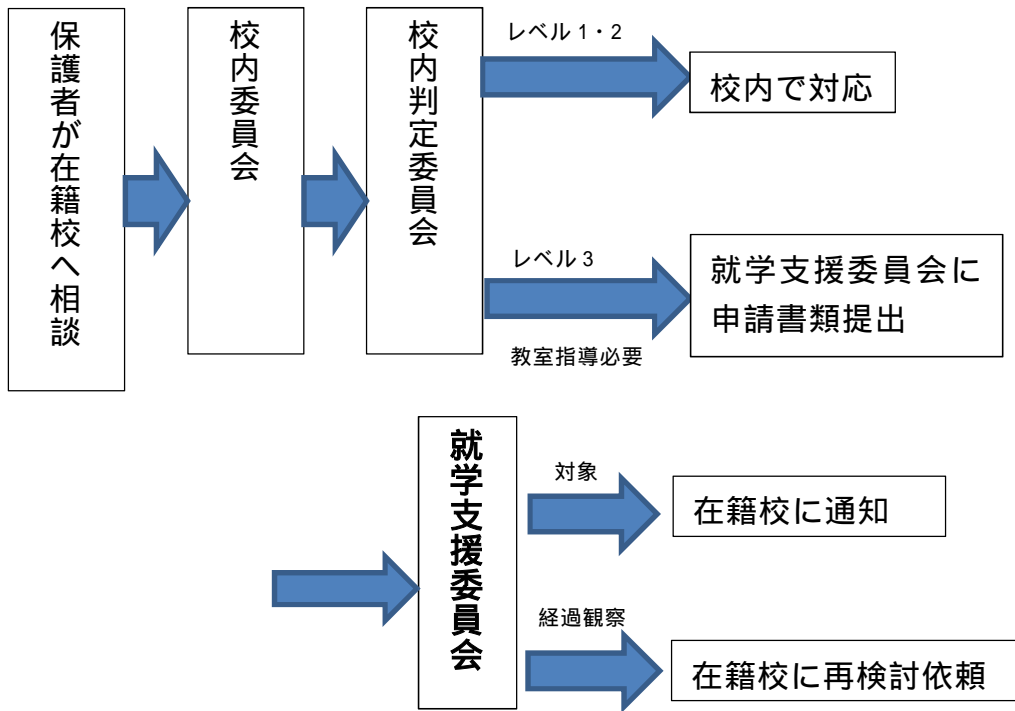
奨学資金 174名 46,200千円
入学資金 24名 2,400千円

内部評価	<p>成 果 経済的に就学困難な家庭に対し、奨学資金を貸付することにより、生徒が希望する学校へ金銭的な不安がなく通うことができた。</p> <p>有効性 国や都の給付型奨学金制度の創設・拡充による制度整備に伴い、本区採用者が年々減少傾向にある。しかし、昭和 34 年の事業開始から貸付金額や選考基準等、時代の要請に適用した制度へと形を変え、毎年途切れることなく約 4,500 人もの奨学生を輩出してきた。</p> <p>効率性 在学学校長の推薦を受けた申請者に対し、選考委員会を開催し奨学生の選定と来年度の募集方法及び選考基準を決定している。</p> <p>また、区立中学校に通う生徒全員に案内チラシを配布し、区ホームページ、広報えどがわに掲載した。また、区内各施設（事務所、図書館、共育プラザ等）の窓口に設置する等、広く制度周知を行うとともに、高校・大学それぞれの奨学金制度一覧表を窓口に設置し、相談に来た世帯に応じた奨学金制度の案内を行っている。</p>
今後の課題	<p>事業開始から今日まで、奨学生が金銭的な不安から希望する高校等への進学を断念することなく、将来社会へ貢献し得る人材を輩出してきた。</p> <p>しかし、国の制度である就学支援金や奨学給付金が平成 26 年度から創設され、平成 29 年度から東京都の制度である授業料軽減助成金の支給対象世帯が拡充された。</p> <p>そのため、年収 760 万円未満（4人世帯の場合）の世帯における私立高校授業料が実質無償化となり、区奨学資金の貸付対象となる経済基準の世帯は、授業料無償化となった。</p> <p>これらの国・都の施策による公立・私立授業料無償化の動きを受けて、東京都育英資金・本区奨学資金ともに採用者が平成 26 年度（平成 27 年度生）をピークに大幅な減少傾向にあり、貸付制度自体の需要が減ってきている。</p> <p>以上のことから、経済的に困難な家庭に対して、教育の機会均等性の観点からも重要な役割を果たしてきたが、国や都の制度整備に伴い、本事業については見直しが必要である。</p> <p>なお、都の育英資金制度については、引き続き周知の徹底を図り、申請の取りまとめを行っていく。</p>
総合評価 5	

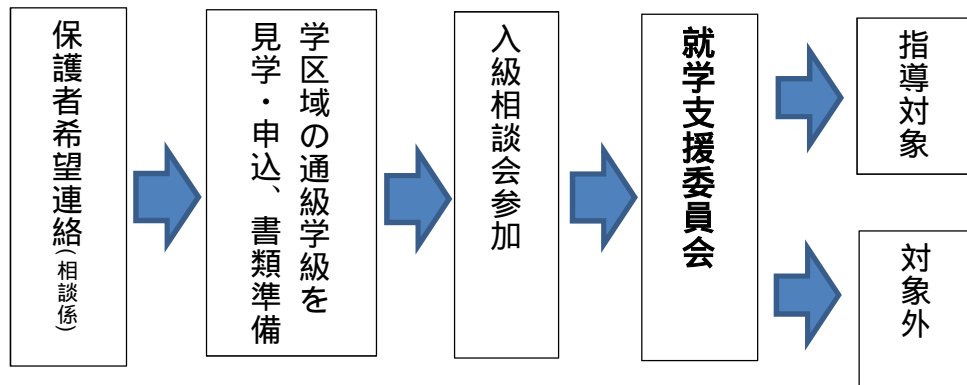
<p>学識者意見</p>	<p>中学校卒業後の進路選択に当たり、経済的理由により、高校進学を断念しなければならない状況ほど辛いことは無いだろう。「江戸川区奨学資金」は、事業開始の昭和 34 年から 60 年間にわたり、4,531 人の採用者を決定し、進学の実現させてきた。学ぶ意思があり「努力さえすれば、叶えられる方策がある」ことの意味は大きい。</p> <p>時代が変化し、江戸川区だけでなく、国や東京都の育英資金制度が整備されたこともあり、年々申請者や採用者が少なくなってきたはいるが、受験前の「候補者として決定している安心感」が、本人だけでなく家庭にもたらす意味も大きい。</p> <p>現在、高校の教育費無償化に向けた国や東京都の施策が進められ、江戸川区奨学資金の申請基準に該当する生徒は、公立・私立に関係なく授業料無償化の措置が取られるようになってきている。今後、江戸川区奨学資金の貸付制度自体の需要が減ってくるに違いない。</p> <p>しかし、国や都の助成等諸々の奨学制度が重なり合ってきている現在、助成制度を全体的に捉え、個々の生徒に相応しい、家庭の経済的負担を軽減するための方策の相談や P R、各中学校が取りまとめる事務処理に対する援助などについては、区教育委員会としてバックアップしてほしい。</p>
	<p style="text-align: center;">外部評価 A</p>
	<p>日本の学校教育は、保護者の教育費負担の協力により支えられ、発展してきたとって過言ではない。そのような状況にあって、江戸川区が約 60 年にわたり実施してきた「江戸川区奨学資金」は、子どもの就学援助として実にすばらしい事業である。未来社会を支える、前途のある子どもたちに就学の機会を与え、社会に役立つ人間の育成の一端を江戸川区が担ってきたことは、意義深いことである。</p> <p>これまでの 60 年間で、日本経済は必ずしも順調に発展してきたばかりではなく、失われた 10 年という期間もある中でこの資金が教育の振興に果たした役割は実に大きい。</p> <p>奨学資金の制度が変わる中で、継続されたことは区民のサービスとして重要なものであったと考えられる。昨今、貧困の連鎖の問題とともに、教育格差の問題の解決に向けて、国や都が教育費負担の軽減を実施し、江戸川区の事業への応募が少なくなってきたとはいえ、この事業の価値はいささかも変わらない。</p> <p>就学資金の貸与の重要性に鑑み、今後も貸与条件を見直し、継続されることが望ましい。</p>
	<p style="text-align: center;">外部評価 B</p>

事業名	就学相談
事業目的	<p>翌年度に小・中学校の新1年生になる特別に支援を要する児童・生徒及び特別支援学級への転学希望の児童・生徒の保護者を対象に年間を通して行っている。一人ひとりの児童・生徒の障害や発達の状態に応じた適切な就学ができるよう、東京都の通知に基づく審議機関として、教育学、医学、心理学の専門家による就学支援委員会を設け、総合的な判断と助言を行い、最もふさわしい就学先を決定している。</p>
事業概要	<p>・実施内容・実績</p> <p>1 就学相談の流れ(小学校・知的障害の特別支援学校・学級)</p> <p>2 就学相談の流れ(中学校・知的障害の特別支援学校・学級)</p>

3 相談の流れ(小学校・発達障害の特別支援教室)



4 相談の流れ(中学校・発達障害の情緒障害等通級指導学級)



5 就学支援委員会

教育学、医学、心理学その他の児童・生徒の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴く場として、就学支援委員会の審議機関を設置している。専門的知見を有する各委員から意見・助言をいただき、児童・生徒の最もふさわしい就学先について、総合的な判断を行っている。

就学支援委員会構成員

知的障害学級設置校校長・担当教諭(小学校 15 校・中学校 9 校)
通級指導学級設置校校長・担当教諭(小学校 8 校・中学校 6 校)
特別支援教室拠点校校長・担当教諭(小学校 14 校)
都立鹿本学園・教育相談担当教諭(知的・肢体)
都立白鷺特別支援学校・教育相談担当教諭
医師 2 名
教育研究所・教育相談員(心理士)
教育委員会事務局 指導主事、相談係特別支援教育相談員

6 平成 29 年度就学支援委員会開催回数(行動観察を含む)

・小学校(知的)11回(情緒)5回・中学校(知的)1回(情緒)5回

7 就学相談件数・結果

【単位：人】

	28 年度		29 年度	
	小	中	小	中
通常学級	99(5)	15(4)	76(8)	8(2)
特支学級	46(2)	69(3)	44(7)	68(4)
通級学級	43	38	42	30
特支学校	48(2)	17	41	3
その他	6	1	5	0
計	242	140	208	109

注:()は、就学支援委員会の判断と就学先が相違した人数。内数。

8 就学支援委員会の判断と就学先が相違している児童生徒の内訳
(平成30年4月)

就学判断 就学先	通常学級適	特別支援学級適	特別支援学校適
通常学級		10	0
特別支援学級	3		8
特別支援学校	0	0	

・経費

1,078 千円

(内訳)

- ・報償費(就学支援委員会医師・委員長等謝礼) 912 千円
- ・食糧費(就学相談用飲料) 14 千円
- ・一般需用費(就学相談用玩具、知能検査用紙) 105 千円
- ・役務費(就学相談用郵便料) 47 千円

<p>内部評価</p>	<p>成 果 就学支援委員会を年次計画に即して実施し、本人・保護者の意見と就学支援委員会の総合的な判断を基に、障害の状態、教育上必要な支援を勘案した適切な就学先を決定することができた。</p> <p>有効性 本人・保護者及び医師や心理士等、専門的知見を有する者等から多角的に意見を聴取することにより、対象児童・生徒の教育的ニーズと必要な支援を総合的に検討することができた。</p> <p>効率性 計画的に就学支援委員会の開催を実施し、転入者など年度末ぎりぎりでの就学相談に対応できるよう順次進めている。また、事前資料の読み込み等により、打ち合わせは最小限とし報償費の発生を抑えている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>1 就学支援委員会の判断と保護者の意向が相違している場合は、継続相談を実施のうえ、保護者と学校・区教育委員会が三者面談を行い、合意形成を図り就学先を決定している。国・都の方針で可能な限り保護者の意向を尊重するため、就学後、学校が障害の重い児童・生徒への対応に苦慮するケースがあり、合意形成方法を検討する必要がある。</p> <p>2 発達障害の児童・生徒については、東京都の特別支援教育の推進計画に基づき、特別支援教室を全小学校設置に続き、中学校にも設置するため、対象者の増加が予想される。利用対象者の検討を行うにあたり、中学校も小学校と同様に各在籍校での校内委員会で協議する等、就学支援委員会の運営方法を見直す必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">総合評価 4</p>	

学識者意見

保護者にとって、わが子をどのような学習環境の場で学ばせるかの判断は、たいへん大きな問題である。中学校の特別支援学級の選択は、小学校での体験が判断基準となるため、子ども自身の身になって相談し、判断しやすいが、小学校の特別支援学級への就学相談は、児童本人の生涯生活を左右してしまうのではないかとという親としての判断もあり、学校と保護者の意向が一致しにくいことも多い。

中学校の選択には、小学校時代から付近の中学校の特別支援学級の授業や活動、学校の雰囲気等を参観・体験しているので、自分自身の判断で就学先を決定することができるし、自分の判断が就学先の学校生活がより豊かなものにしていく場合も多いのではないかと考える。

今後、普通学級にも特別支援教室が誕生するので、その交流活動の持ち方の工夫が大切になってこよう。

小学校の特別支援学級への就学相談では、学校側と保護者の間に入学への意向不一致が多く見られる。これは、児童の教育・医学・心理学などの専門家からの判断資料に基づく検討でなく、「普通学級に入学させたい」という親の感情がどうしても前面に出てしまうからではないか。今後、専門家が提出する資料に基づき検討する「就学支援委員会」の位置づけを工夫する必要があるろう。児童によっては、普通学級に所属し、「特別支援教室」の取り出し授業に参加することで、自分自身の学びやすい場を、再度選び直すこともできるのではないだろうか。

特別な配慮を必要とする児童・生徒への教育は、家庭・学校・地域や医療・福祉・保健・教育相談等の関係機関が緊密な連携を図り、長期的な視点で児童・生徒への支援を行っていく必要がある。そのために児童・生徒の実態を的確に把握し、多面的な角度からの支援計画の策定が求められている。

江戸川区が多様な相談の流れを確立し、児童・生徒の障害の状況に合った教育支援を行おうと精力的に取り組まれたことは、個人に必要な合理的配慮の提供が行われる基礎であると考えられる。また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育の推進にとっても適正な就学相談が行われていることは評価してよい。今後とも、発達障害等の児童・生徒の割合が高くなっていくことも想定される中、一層の充実に向けて取り組まれることを期待したい。

外部評価 B

事業名	学級指導補助員																								
事業目的	<p>「教室が騒然としていて授業が進まない」、「児童・生徒に教員の指導が入らない」など、厳しい状況に陥った学級に対して、教育職員免許状を有する者(または取得見込の者)を学級指導補助員として配置し、複数体制で児童・生徒への指導に当たる環境を整えることで、落ち着いた状態に回復させる。</p>																								
事業概要	<p>・実施内容・実績</p> <p>1. 実施内容</p> <p>(1) 事業の開始 平成 13 年度</p> <p>(2) 実施回数 原則として週 5 回(原則として 3 か月以内)</p> <p>(3) 実施時間 1 回 5 時間程度</p> <p>(4) 処遇 日額 7,030 円 交通費日額上限 1,100 円</p> <p>(5) 職務内容 教員の補助 問題傾向・多動傾向のある児童・生徒に対する学習の支援 学習の遅れがちな児童・生徒への個別支援 児童・生徒の話し相手</p> <p>2. 実績</p> <p>(1) 配置人数 全 28 人</p> <table border="1" data-bbox="395 1576 1348 1852"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> <th>6 年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配置校数 全 15 校 小学校 10 校 中学校 5 校</p>		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	小学校	4	6	1	1	7	1	20	中学校	2	5	1				8
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計																		
小学校	4	6	1	1	7	1	20																		
中学校	2	5	1				8																		

	<p>・経費</p> <p>平成 29 年度 歳出決算値 8,380 千円 （内訳）賃金 8,371 千円 共済費 5 千円 旅費 4 千円</p>
<p>内部評価</p>	<p>成果 補助員を配置した学校の管理職から、「子どもが落ち着いてきた」「授業がスムーズに進行するようになった」という声が寄せられるなど、本事業の成果として、落ち着いた学習環境の回復が実現できている。</p> <p>さらに、当該学級の担任から、「補助員の配置により精神的なゆとりができ、子どもたちへの指導を充実させることができた」という声が寄せられるなど、指導の充実についても効果が出ている。</p> <p>有効性 本事業は、児童・生徒が抱える様々な要因や教員の力量不足により、学級における指導が成り立ちにくい状況が生じた場合に、学級の状況を改善することをねらいとしており、小・中学校全校が必要に応じて、年間を通していつでも申請ができるようにしている。</p> <p>一定期間、学級に配置された補助員が1・2時間目から児童・生徒が下校する時刻まで、ほぼ1日補助に当たることにより、学級全体の雰囲気落ち着かせることができる。</p> <p>また、児童・生徒が教室を飛び出してしまう状況が生じた場合においても、担任または補助員が対応できることから、当該児童・生徒の安全を確保することができる。</p> <p>効率性 補助員の配置に当たっては、学校からの申請を基に、指導主事が当該学級の状況を観察した上で、必要性や緊急性を勘案し、配置すべきと判断した学級のみ配置するようにしている。</p> <p>また、本事業は、原則として3か月の配置とし、配置後の状況を踏まえ、継続が必要な場合に3か月を越えた配置を行っている。</p> <p>以上のように、本事業は必要な学級に必要な期間のみ補助員を配置し、上記の成果をあげていることから、費用対効果が高い。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>小・中学校から年間を通して補助員の配置要請があるため、公募による応募者では賄いきれないことがある。その結果、学校が補助員の候補者を探す場合や、要請からしばらくの期間、学校が待つ場合もある。</p> <p>迅速に対応しなければならない案件が生じた場合に備えて、公募の方法や補助員に必要な資格の見直し、地域人材を取り入れる仕組み、大学との更なる連携など、年間を通して必要な人員を確保するための方法について検討が必要である。</p>
<p style="text-align: center;">総合評価 4</p>	

<p>学識者意見</p>	<p>多様な子どもたちの存在で、学校では担任教師一人ではまとめられない状況に出会うことが多くなった。特に小規模校で、相談相手のいない若い教師にとっては、教師生活に自信を失ってしまう瞬間でもある。自分自身の研鑽努力は当然であるが、好きで着任した教師の道で大成してほしい。</p> <p>江戸川区では、平成13年から、こんな状況時に対応して、大変柔軟な「指導補助員」の制度を立ち上げ、緊急対応を行ってきたことに驚いている。「週5日間、1日5時間、原則として3か月以内」等の条件の下で、各学校からの要請に基づき、対応することになるが、派遣に当たって「年間のどの時期からでも申請ができる」、指導主事が間に入り、「学級の状況を観察した上で、必要性や緊急性を判断した上で配置する」というのもすばらしい。</p> <p>一番大切なことは、どんな「補助員」を配置できるかという人材確保の問題である。成果を上げるためには、教職経験の有無に関わらず、子どもの心を読み取れる、一緒に遊ぶことのできる人材であってほしい。趣旨を明らかにして、学区域の保護者や高齢者に呼びかけて、「ボランティア人材バンク」は作れないものだろうか。</p> <p>学級担任が望んでいることは、落ち着いた学習環境の回復であり、仲の良い協働性のある職場づくりと気軽に頼める補助員が近くにいることではないだろうか。</p> <p>幼児・児童・生徒の発達の連続性を考えたとき、幼児教育、小学校教育、中学校教育の円滑な接続が求められている。しかし、小1プロブレム、中1適応問題、その他様々な課題を抱えて学校運営がなされている。各学校では、教員が協力して問題解決にあたっているが、小規模化している学校では、人手が不足し、適切な対応が取れない状況がみられる。このような状況に対して、行政が積極的に学校を支援し、人的配置としての「学級指導補助員」を設置していることは意義深い。</p> <p>先の見えにくい社会を生き抜く児童・生徒を育成するためには、ますます個に応じた教育の推進が重要であることから、本事業の充実が期待される。</p>
<p style="text-align: center;">外部評価 B</p>	

4 おわりに

江戸川区教育委員会では、「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」という教育目標を掲げ、様々な教育施策を推進しています。

今回、平成 29 年度に実施した事業の中から 3 事業を抽出して、自己点検・評価を行い、学識経験者の意見を伺いましたが、おおむね目的に対して有効に事業が展開されているという評価にいたりました。

しかし一方で、今後も事業を継続していくにあたってはさまざまな課題があることも挙げられました。

時代の変化とともに、教育課題や区民・保護者のニーズは変化していきます。限られた財源の中でそれらに対応した施策を充実させるために、今回点検・評価を実施した事業のみならず、すべての事業について継続的に検証を行い、適正な見直しを行っていく必要があります。

今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、より効果的な施策の展開を目指してまいります。